

証券コード 6332
2025年6月2日
電子提供措置の開始日 2025年5月23日

株主の皆様へ

東京都中央区晴海三丁目5番1号

月島ホールディングス株式会社

代表取締役社長 川 崎 淳

第163回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会 社 の 体 制 お よ び 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

以 上

会社の体制および方針

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法が規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、2023年5月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島ホールディングスは、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、当社は「月島ホールディングスグループパーパス」および「月島ホールディングスグループ企業理念」を定める。また当社は「月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの5つの約束」および「月島ホールディングスグループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。

〔月島ホールディングスグループパーパス〕

環境技術で世界に貢献し未来を創る

〔月島ホールディングスグループ企業理念〕

1. 最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
1. 市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
1. 創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

〔月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの5つの約束〕

1. 健全で誠実な企業グループであり続けます
2. 法令を遵守し倫理にもとづき行動します
3. 技術・サービスで地球環境をまもり社会に貢献します
4. 人権を尊重します
5. 安全で働きがいのある職場環境をつくります

- (2) 当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行を行うために、職務の執行にあたる取締役は執行役員等を兼務することとし、一方において社外取締役が独立した立場から、業務執行の監督および牽制を効果的に実施する。
- (3) 当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行権を有する取締役から成る「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認、報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認、報告・了承する。
- (4) 当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
- (5) 当社および子会社は、「月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの5つの約束」を具体化するために、「月島ホールディングスグループ企業行動基準」および各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。
- (6) 当社は、これらの規程の実効性を担保するために、当社代表取締役社長を委員長とした「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンス委員会担当役員を同委員会の副委員長に任命して、当社および子会社への周知徹底を図る。さらに内部監査部門を組織し、また、「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」の受信者として任命する。
- (7) 当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「月島ホールディングスグループ企業行動基準」の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
- (8) 以上の実施状況を検証するため、当社の内部監査部門は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- (2) これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後必要に応じて記録方法の見直しを図る。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島ホールディングスグループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはコンプライアンス推進部門にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。
- (2) 大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
- (3) 当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。
- (4) 情報セキュリティに関する事件や事故の発生を防止するために「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」を定め、それに基づく人的側面と情報システム面の両面からの情報セキュリティ対策を実施する。人的側面においては従業員教育や情報セキュリティに対する考え方の周知・徹底など啓蒙活動を推進するとともに、システム面においては、常にセキュリティ対策を最新にすべく継続的な改善・向上を図ることで、リスクの最小化に努める。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。
- (2) 当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により2008年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社的レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査法人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、自社の業務の適正を確保することを目的として、事業部門(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を構築し、ガバナンス・リスクマネジメント体制を整備する。また、子会社の取締役を「コンプライアンス責任者」に任命して、自社に対して「月島ホールディングスグループ企業行動基準」の指導等を行わせるとともに、「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」の構成員とすることで、企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。
- (2) 当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。
- (3) 当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「月島ホールディングスグループ会社管理規程」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」を組織し、同委員会を中心としたコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社内部監査部門による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。
- (2) 当社の監査役は、当社代表取締役会長・社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。
- (3) 当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4) 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。また、当社のコンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に重点を置いた監査を実施する。
- (2) 当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

(1) 組織・体制に関する取組みの状況

当社および子会社では、事業部門(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を整備、運用しております。また、当社代表取締役社長(委員長)、コンプライアンス委員会担当役員(副委員長)、月島ホールディングス各部門長(委員)および各子会社のコンプライアンス責任者(メンバー)等から成る月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会にてコンプライアンスの運用状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善を行うことで、実効性を高めております。特に重要性の高い子会社に関しては、内部監査部門、常勤監査役を設置する等、体制の強化を図っております。このような取組みの一方で、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として、「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」を設置しております。内部通報制度においては、相談・通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を受信者(公益通報対応業務従事者)として任命して守秘義務を課し、全役職員に「企業倫理ヘルプライン利用カード」を配布して周知徹底を図り、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。

(2) 規程・ルールに関する取組みの状況

当社グループの社会的な存在意義を「月島ホールディングスグループパーパス」として定め、最上位の経営理念として位置付けるとともに、当社グループの想い、目指すべき姿を「月島ホールディングスグループ企業理念」として定めております。これらを実現するための行動のあり方を「月島ホールディングスグループ企業行動指針—私たちの5つの約束」として、また、同指針に基づく具体的な一人ひとりの行動のよりどころを「月島ホールディングスグループ企業行動基準」として定めております。

また、当社グループにかかる諸規程を必要に応じて改定し、当社および子会社に示達するとともに教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。なお、当事業年度においては、国内外におけるビジネスと人権の理念に関する意識の高まりを受けて、「月島ホールディングスグループ人権ハンドブック」を新たに整備しております。

(3) 教育に関する取組みの状況

毎年10月を月島ホールディングスグループ企業倫理月間とし、コンプライアンスに関する各種啓発活動を実施するとともに、当社および子会社の階層別研修にコンプライアンス教育を組み込み、社内研修、eラーニング等により、コンプライアンス意識の組織への浸透を図っております。

2. 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、監査役3名(全員社外監査役)も出席しております。取締役会は当事業年度においては13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。

なお、取締役会の実効性については、取締役、監査役に対して実施したアンケート結果に基づき、分析、評価を行っております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島ホールディングスグループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。

また、緊急時における迅速な対応を図るため、各種マニュアル(防災ハンドブック、緊急事態連絡マニュアル等)に危機対応の詳細を定め、周知徹底を図っております。

4. 当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部門および各種委員会等で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「月島ホールディングスグループ会社管理規程」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、当社の内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役2名を含む監査役3名で構成され、当事業年度においては監査役会を9回開催し、監査に関する事項についての協議、決議を行っております。また、監査等に必要な費用の予算化も図られております。職務の執行に際しては、当社の内部監査部門が監査役会事務局として執行の補助を行う体制をとっております。

監査役は、当社代表取締役会長・社長、その他取締役等、会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に監査役に報告しております。一方、当社のコンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」による内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,646	6,213	67,117	△2,731	77,246
当期変動額					
剰余金の配当			△2,052		△2,052
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,669		6,669
自己株式の取得				△308	△308
自己株式の処分		44		500	544
自己株式の消却		△1,493		1,493	－
連結範囲の変動			2		2
その他資本剰余金の負の 残高の振替		1,291	△1,291		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△157	3,328	1,684	4,854
当期末残高	6,646	6,055	70,445	△1,047	82,101

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	
当期首残高	9,720	△20	238	165	10,103	18,189	105,538
当期変動額							
剰余金の配当							△2,052
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,669
自己株式の取得							△308
自己株式の処分							544
自己株式の消却							－
連結範囲の変動							2
その他資本剰余金の負の 残高の振替							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12	19	262	563	857	803	1,661
当期変動額合計	12	19	262	563	857	803	6,516
当期末残高	9,732	△1	500	728	10,960	18,993	112,054

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

会社数	29社
会社名	月島JFEアクアソリューション株式会社 月島機械株式会社 月島ジェイテクノメンテサービス株式会社 サンエコサーマル株式会社 月島環境エンジニアリング株式会社 寒川ウォーターサービス株式会社 月島ビジネスサポート株式会社 テーエスケーエンジニアリング(タイランド) Co., Ltd. 月島機械(北京) 有限公司 BOKELA有限会社 尾張ウォーター&エナジー株式会社 三進工業株式会社 株式会社アドバンスリー プライミクスホールディングス株式会社 プライミクス株式会社 プライミクスプラス株式会社 株式会社バイオコール京都鳥羽 横浜西谷ウォーターサービス株式会社 市原バイオサイクル株式会社 月島ジェイアクアサービス機器株式会社 株式会社横浜Bay Link 株式会社bay eggs 箱根水道パートナーズ株式会社 株式会社長岡バイオキューブ 株式会社豊橋バイオウィル アクアペックスおやま株式会社 アクアペックスさかい株式会社 小山エナジーサイクル株式会社 グリーンサイクルパワーいわき株式会社

なお、前連結会計年度まで非連結子会社であった小山エナジーサイクル株式会社および当期に設立したグリーンサイクルパワーいわき株式会社は、重要性が増したことに伴い、当連結会計年度よりそれぞれ連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であった大同ケミカルエンジニアリング株式会社は、同じく連結子会社である月島環境エンジニアリング株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結子会社であった武蔵野環境整備株式会社は、同じく連結子会社である月島ジェイテクノメンテサービス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度よりそれぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社

会社名ツキシマエンジニアリングマレーシア Sdn. Bhd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社12社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

会社数10社

会社名江戸川ウォーターサービス株式会社
株式会社バイオコール広島西部
バイオコールプラントサービス株式会社
株式会社バイオコール熊本南部
ハイブリッドケミカル株式会社
株式会社バイオコール大阪平野
株式会社バイオコール横浜南部
株式会社バイオコール京都洛西
株式会社バイオコール福岡御笠川
浜松ウォーターシンフォニー株式会社

(2) 非連結子会社（ツキシマエンジニアリングマレーシア Sdn. Bhd.他11社）および関連会社（5社）については、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券
 - 市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価株式等以外のも……………は移動平均法により算定）
 - の
 - 市場価格のない……………移動平均法による原価法
 - 株式等……………なお、匿名組合契約に基づく組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法によっております。

②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

- ・仕掛品……………個別法
- ・原材料……………総平均法
- ・貯蔵品……………移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物ならびに発電設備に係る機械及び装置については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（5～23年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による相当額を計上しております。

③完成工事補償引当金 …………… 完成工事高に係わる契約不適合責任等に基づく費用ならびに無償サービス費用に備えるために、過去の経験率（国内工事と海外工事とは別途に算定）に基づく一定の算定基準により引当計上するほか、特定個別工事に対しては、必要額を見積り計上しております。

- ④ 工事損失引当金 …………… 受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を引当計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 …………… 一部の連結子会社は、役員の退任により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑥ 株式報酬引当金 …………… 従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は14年、一部の連結子会社は13年～14年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

顧客との契約から生じる売上高

当社グループは、(1) 契約の識別、(2) 履行義務の識別、(3) 取引価格の算定、(4) 履行義務への取引価格の配分、(5) 履行義務充足による収益の認識の5つのステップにより収益の計上方法を決定しております。

水環境事業では、主として浄水場・下水処理場等プラントの工事請負、同プラントにおいて使用される各種機器の販売ならびに浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理サービスの提供等を行っています。

産業事業では、主として化学、鉄鋼、食品および廃液・固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等のプラントの工事請負、同プラントに使用される機器の販売等を行っています。

工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合により進捗度を見積り、契約期間にわたって収益を認識しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で履行義務が充足されるものとして客先による検収が完了した時点等契約の内容に応じて、財又はサービスの支配が顧客へ移転した時点で収益を認識しております。

また、運転・維持管理サービスに係る収益については、契約期間にわたり役務を提供しその期間に応じて収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理 …………… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

②重要なヘッジ会計の方法 …………… 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理および振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を採用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間 …… のれんの償却については、10～20年間にわたる定額法により償却を行っております。

④繰延資産の処理方法
社債発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。一部の国内子会社においては償還期間にわたり定額法により償却しております。

4. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「匿名組合損失」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事契約に係る収益

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売掛金	43,947百万円
契約資産	26,120百万円
契約負債	8,705百万円
売上高	139,235百万円

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

工事契約に係る収益は、当社および連結子会社において原則として履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。工事の進捗等に伴い発生原価に変更が生じる可能性があることから、その見積りおよび仮定を継続的に見直しております。なお、当連結会計年度においてこの方法により認識した収益額は66,738百万円であります。

7. 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」という。）を2023年1月26日に再導入いたしました。

本プランは、「月島ホールディングス従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「月島ホールディングス従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証しているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末416百万円、411千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末は55百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

預金	2,248百万円
売掛金	10,287百万円
短期貸付金	11百万円
未収入金	17百万円
投資有価証券	171百万円
長期貸付金	101百万円
計	12,838百万円

上記に対応する担保付債務は次のとおりであります。

①預金、売掛金、未収入金

1年内返済予定の長期借入金	1,266百万円
長期借入金	10,633百万円
計	11,899百万円

②短期貸付金、投資有価証券、長期貸付金

関係会社等の金融機関からの借入金3,453百万円に対するものであります。

上記担保資産の他、投資有価証券182百万円を大阪市に発電事業契約保証金として差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

25,297百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式 44,125,800株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	916	21.00	2024年3月31日	2024年6月5日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,136	26.00	2024年9月30日	2024年12月2日

- (注) 1 2024年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、月島ホールディングス従業員持株会専用信託が所有する自社の株式に対する配当金17百万円が含まれております。
- 2 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、月島ホールディングス従業員持株会専用信託が所有する自社の株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,262	52.00	2025年3月31日	2025年6月3日

- (注) 配当金の総額には、月島ホールディングス従業員持株会専用信託が所有する自社の株式に対する配当金21百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については原則銀行借入による方針としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクや外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金、電子記録債権の営業債権および契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務の営業債務は、1年以内の支払期日であります。一部の外貨建の営業債務については、為替相場の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。また、長期借入金は主にプロジェクトファイナンス、買収資金および設備資金として金融機関等からの借入金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引および外貨建借入金に係る為替の変動リスクと支払金利の変動リスクの両方に対するヘッジを目的とした金利通貨スワップ取引であります。デリバティブ取引の実行および管理は、社内規程に従い関連部門および財務部にて行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、相場価格に基づく価額のほか、相場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	43,947	42,042	△1,905
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	796	772	△23
② その他有価証券	21,945	21,945	－
資産計	66,690	64,760	△1,929
(3) 社債	5,000	4,842	△157
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	15,614	14,208	△1,406
(5) 長期預り保証金（※1）	580	476	△103
負債計	21,195	19,527	△1,667
(6) デリバティブ取引（※2）	3	3	－

（※1）固定負債のその他に含まれております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等は、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)	
区分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式	673
非連結子会社および関連会社株式	1,047
合同会社出資	2

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
匿名組合出資	0

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	21,945	—	—	21,945
その他	—	—	—	—
デリバティブ取引				
通貨関連	—	19	—	19
金利関連	—	3	—	3
資産計	21,945	22	—	21,968
デリバティブ取引				
通貨関連	—	18	—	18
金利関連	—	—	—	—
負債計	—	18	—	18

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	42,042	—	42,042
有価証券及び投資有価証券				
国債	172	—	—	172
社債	—	600	—	600
資産計	172	42,643	—	42,815
社債	—	4,842	—	4,842
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	14,208	—	14,208
長期預り保証金	—	476	—	476
負債計	—	19,527	—	19,527

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、投資信託および国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式、投資信託および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債は、相場価格に基づき算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約および金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

売掛金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利通貨スワップの一体処理（特例処理および振当処理）および金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利通貨スワップおよび金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法により算定されており、レベル 2 の時価に分類しております。

それ以外のものは、短期間で市場金利を反映していると考えられることから、時価は帳簿価額によっております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、一定の期間で区分した債務ごとに、返還するまでの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当該連結会計年度末の時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結会計年度末の時価
10,585	23,349

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 連結会計年度末時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 4	合計
	水環境事業	産業事業	計		
プラント／単体機器	27,161	29,446	56,607	－	56,607
ライフサイクルビジネス(注) 1	32,024	－	32,024	－	32,024
焼却(注) 2	－	4,356	4,356	－	4,356
O&M(注) 3	33,504	9,370	42,874	－	42,874
廃棄物処理	－	2,036	2,036	－	2,036
その他	－	－	－	0	0
顧客との契約から生じる収益	92,689	45,208	137,898	0	137,899
その他の収益	－	－	－	1,335	1,335
外部顧客への売上高	92,689	45,208	137,898	1,336	139,235

(注) 1 PFI、DBO事業、包括O&M業務、消化ガス発電事業などを含んでおります。

2 産業事業における廃液・固形廃棄物処理プラント、単体機器などを含んでおります。

3 プラント／単体機器および焼却の部品、補修、運転管理などを含んでおります。

4 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業、印刷・製本などを含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、5,166百万円であります。

なお、契約資産の増減は、主として収益の認識（契約資産の増加）と、対価の支払い（同、減少）により生じたものであり、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益の認識（同、減少）により生じたものであります。また、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務に対して認識した収益に重要性はありません。

未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度318,271百万円であります。このうち、約4割4分は工事契約等に係るものであり、工事等の進捗に応じて7年以内に売上高として認識されると見込まれます。また、約5割6分は運転・維持管理サービス契約等に係るものであり、契約期間にわたり役務を提供しその期間に応じて24年以内に売上高として認識されると見込まれます。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,159円30銭
2. 1株当たり当期純利益	154円97銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「月島ホールディングス従業員持株会専用信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は616,262株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は411,400株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月9日開催した取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議いたしました。

1 自己株式を取得する理由

当社は、同日開示した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に記載しているとおり、バランスシートマネジメントの強化とキャピタルアロケーションの実施により、資本構成の最適化を目指しております。この方針に則り、機動的に自己株式取得を行うため、2024年12月3日に設定した自己株式取得枠とは別に、新たに自己株式取得枠を設定するものです。

2 取得に係る事項の内容

本日開催の取締役会決議で決定した内容は以下のとおりです。

- | | | |
|-----|------------|--|
| (1) | 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) | 取得する株式の総数 | 5,000,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 11.5%) |
| (3) | 株式の取得価額の総額 | 120億円（上限） |
| (4) | 取得期間 | 2025年9月1日～2026年8月31日 |
| (5) | 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(注) 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。また、当社は、財務状況や株価水準等を総合的に勘案し、本年度予定している戦略投資（M&A）の詳細が確定し次第、速やかに本日設定した自己株式取得枠に基づく自己株式取得を開始いたします。なお、2024年12月3日に設定した自己株式取得枠の範囲内で行う自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付けについては、戦略投資（M&A）の詳細が確定するまでの間、引き続き継続して実施してまいります。

(ご参考) 2024年12月3日の取締役会決議により決定した事項

- | | | |
|-----|-------------|---------------------|
| (1) | 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) | 取得する株式の総数 | 1,200,000株（上限） |
| (3) | 株式の取得価額の総額 | 18億円（上限） |
| (4) | 取得期間 | 2025年1月9日～2026年1月8日 |
| (5) | 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
| (6) | 取得した自己株式の累計 | （2025年4月30日現在） |
| | 取得した株式の総数 | 321,300株 |
| | 株式の取得価額の総額 | 527,472,500円 |

(ご参考) 2025年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数	44,125,800株
自己株式数	737,774株

(自己株式の処分)

当社は、2025年3月27日に従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の導入を公表いたしました。2025年5月9日開催の取締役会において、本制度に基づき、下記のとおり、月島ホールディングス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1 処分の概要

- | | | |
|-----|--------------|---|
| (1) | 処分期日 | 2025年11月28日 |
| (2) | 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 347,600株（注） |
| (3) | 処分価額 | 1株につき2,007円 |
| (4) | 処分総額 | 697,633,200円（注） |
| (5) | 処分方法（割当予定先） | 第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。
（月島ホールディングス従業員持株会 347,600株）
なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。 |
| (6) | その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。 |

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社の従業員3,476名に対して、それぞれ当社普通株式100株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大3,476名）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社又は当社の子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権200,700円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して一律に100株を割り当てます。

2 処分の目的及び理由

当社は、2025年3月27日付「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」のとおり、本持株会に加入する当社及び当社子会社の従業員のうち、対象従業員に対し、「創業120周年記念」といたしまして、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しました。

(その他の注記)
(企業結合等関係)
共通支配下の取引等
(連結子会社間の合併)

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、当社の完全子会社である月島環境エンジニアリング株式会社を存続会社、当社の完全子会社である大同ケミカルエンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、月島環境エンジニアリング株式会社と大同ケミカルエンジニアリング株式会社は、2024年4月23日付で吸収合併契約を締結し、2024年10月1日付で吸収合併を実施いたしました。

1 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	月島環境エンジニアリング株式会社
事業の内容	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
資本金	455百万円

被結合企業の名称	大同ケミカルエンジニアリング株式会社
事業の内容	酸回収装置等の化学機械装置の設計、製造、施工
資本金	20百万円

(2) 企業結合日

2024年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

月島環境エンジニアリング株式会社を存続会社、大同ケミカルエンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

月島環境エンジニアリング株式会社

なお、本合併による月島環境エンジニアリング株式会社の名称、住所、代表者の役職・氏名、事業の内容、資本金および決算期に変更はありません。

(5) 企業結合の目的

月島環境エンジニアリング株式会社は廃液や固形廃棄物の焼却処理設備など、大同ケミカルエンジニアリング株式会社は廃酸回収装置など、環境関連設備を手掛けております。このたび、両社の環境関連事業を統合することによる組織運営の効率化および収益力の強化を目的として、本吸収合併を実施することといたしました。

- 2 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
本合併は、当社の完全子会社間の合併であるため、株式又は金銭等の割当てはありません。

3 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本剰余金					利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,646	5,485	157	5,643	1,026	4,375	45,174	50,577	△2,731	60,135
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△180	180	－		－
剰余金の配当							△2,052	△2,052		△2,052
当期純利益							3,758	3,758		3,758
自己株式の取得									△308	△308
自己株式の処分			44	44					500	544
自己株式の消却			△1,493	△1,493					1,493	－
その他資本剰余金の負の残高の振替			1,291	1,291			△1,291	△1,291		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△157	△157	－	△180	594	414	1,684	1,941
当期末残高	6,646	5,485	－	5,485	1,026	4,195	45,769	50,991	△1,047	62,076

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - 市場価格のない…………… 時価法
 - 株式等以外のも……………（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない…………… 移動平均法による原価法
 - 株式等

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による相当額を計上しております。
- (3) 株式報酬引当金 従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

当社は、持株会社として主として子会社に対して契約に基づき経営指導、受託業務の提供を行うことが履行義務であります。時の経過に応じ義務を履行するにつれて子会社が便益を享受することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価には重要な金融要素は含まれておりません。

子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

不動産賃貸収入については、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 …………… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理 …………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

6. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 22,071百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。判定の結果、実質価額の著しい低下が見られる場合には、当該株式に対して相当の減額を行い、帳簿価額の減少額を関係会社株式評価損として計上することとしております。

超過収益力の評価にあたっては、当該関係会社の翌事業年度以降の事業計画を基礎として見積もっておりますが、その前提となる事業計画は、直近の損益実績や経営環境および事業計画の達成状況を踏まえた仮定に基づいております。

事業計画については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実績が事業計画と乖離した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

8. 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

詳細は、「連結注記表 (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 7. 追加情報 (信託型従業員持株インセンティブ・プラン)」をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,612百万円

2. 保証債務

下記の会社の金融機関借入金等について保証を行っております。

(関係会社)

BOKELA有限会社 833百万円

月島機械(北京)有限公司 24百万円

計 858百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 9,695百万円

短期金銭債務 13,023百万円

長期金銭債権 10,615百万円

長期金銭債務 796百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 6,025百万円

営業費用 57百万円

営業取引以外の取引による取引高 137百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	2,826	201	1,999	1,027

(注) 1 当事業年度末の自己株式数には、月島ホールディングス従業員持株会専用信託が保有する自社の株式が411千株含まれております。

2 (変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加201千株は、2024年12月3日開催の取締役会決議に基づき取得した200千株ならびに譲渡制限付株式報酬として処分した株式のうち無償取得した0千株および取得単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

自己株式の株式数の減少1,999千株は、2024年6月25日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月19日に譲渡制限付株式報酬として処分した89千株ならびに2025年2月27日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却1,500千株および月島ホールディングス従業員持株会専用信託から月島ホールディングス従業員持株会に対する売却による減少409千株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	38百万円
退職給付引当金	264百万円
貸倒引当金	27百万円
関係会社株式評価損	1,597百万円
みなし配当	223百万円
投資簿価修正	3,642百万円
会社分割に伴う関係会社株式調整額	2,207百万円
その他	397百万円
繰延税金資産小計	8,398百万円
評価性引当額	△6,341百万円
繰延税金資産合計	2,057百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△1,928百万円
その他有価証券評価差額金	△4,448百万円
退職給付信託設定益	△136百万円
減資に伴う関係会社株式譲渡損	△312百万円
会社分割に伴う関係会社株式調整額	△677百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△7,509百万円
繰延税金負債(△)純額	△5,451百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3) (百万円)	科目	期末残高 (注3) (百万円)
子会社	月島 JFE アクアソ リューション(株)	所有 直接60.0%	経営指導料 などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託 (注1) 不動産の賃貸（注2） 資金の預入（注3） 利息の受取（注3） 利息の支払（注3）	2,468 139 △4,511 43 0	預け金	8,496
子会社	月島機械(株)	所有 直接100%	経営指導料 などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託 (注1) 不動産の賃貸（注2） 資金の受入（注3） 利息の受取（注3） 利息の支払（注3）	1,029 226 433 1 0	預り金	1,404
子会社	月島 ジェイテクノ メンテサービス(株)	所有 間接60.0%	資金の貸借	不動産の賃貸（注2） 資金の受入（注3） 利息の支払（注3）	69 2,195 2	預り金 長期預り金	5,399 796
子会社	月島環境エンジニ アリング(株)	所有 直接100%	経営指導料 などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託 (注1) 不動産の賃貸（注2） 資金の受入（注3） 利息の支払（注3）	230 128 2,028 1	預り金	3,319
子会社	サンエコサーマル (株)	所有 直接100%	経営指導料 などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託 (注1) 資金の貸付（注3） 利息の受取（注3）	17 △600 48	短期貸付金 長期貸付金	600 6,550
子会社	三進工業(株)	所有 直接98.8% 間接 1.2%	経営指導料 などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託 (注1) 資金の受入（注3） 利息の支払（注3）	65 307 1	預り金	2,232
子会社	プライミクスホー ルディングス(株)	所有 直接99.0% 間接 1.0%	資金の貸借	資金の貸付（注3） 利息の受取（注3）	－ 31	長期貸付金	3,495
子会社	プライミクス(株)	所有 間接100%	経営指導料 などの受領 役員兼任 資金の貸借	経営指導・業務の受託 (注1) 不動産の賃貸（注2） 資金の貸付（注3） 利息の受取（注3）	70 2 △1,260 9	短期貸付金 長期貸付金	260 570

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 経営の管理などをするために、一定の合理的な基準に基づき金額を決定しております。
- (注2) 受取賃料については、必要経費などを勘案し、使用面積に基づき合理的に決定しております。
- (注3) 資金の受入および貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。「取引金額」は年間の純増減額であります。
- (注4) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,665円88銭
2. 1株当たり当期純利益	87円33銭

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている「月島ホールディングス従業員持株会専用信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は616,262株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は411,400株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月9日開催した取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおりであります。

(自己株式の処分)

当社は、2025年3月27日に従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の導入を公表いたしました。2025年5月9日開催の取締役会において、本制度に基づき、月島ホールディングス従業員持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおりであります。